

介護老人福祉施設せんの里ねんりん 入所指針

1. 目的

この指針は、愛媛県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第64号）第12条第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に当たり、必要性が高い者の優先的な入所を行うため、入所の基準を明確化し、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入所検討委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る検討を行うために、合議制の委員会又は会議（以下「検討委員会」という。）を設置するものとする。
- (2) 検討委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員及び必要に応じて施設職員以外の第三者で構成する。
- (3) 検討委員会は、施設長が召集し、定期的（少なくとも3ヶ月に1回程度）に開催するものとする。
- (4) 検討委員会は、入所希望者名簿（以下「希望者名簿」という。）を調整するとともに、これに基づいて入所の優先順位の検討を行う。
- (5) 検討委員会は、審議の内容（3（3）ウ及びエの保険者市町村の意見を含む。）を議事録として、5年間保管しなければならない。

3. 入所判定対象者の設定について

- (1) 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から5までの要介護者及び居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められる者とする。
- (2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることの関し、以下の事情を考慮する。
 - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状若しくは行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
 - イ 知的障害、精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状若しくは行動又は意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全及び安心の確保が困難である。

エ 単身世帯、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

- (3) 要介護 1 又は 2 の入所申込者の特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行うこと。なお、施設と保険者市町村との間での必要な情報共有等が行われるのであれば、以下の取扱いと異なる手続きを妨げるものではない。
- ア 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由等必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとする。
- イ アの場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めることとする。
- ウ イの求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容等も踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。
- エ 2 の入所検討委員会において、必要に応じて「介護の必要的程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることが望ましい。

4. 入所希望者順位決定基準

(1) 希望者名簿の作成

- ア 施設は、入所希望者全員について、施設所定の申込書に別表 1 の「入所申込者第一次判定基準」（以下「第一次判定基準」という。）該当調査票と被保険者証の写しの提出を受け、その結果を別表 1 の「第一次判定基準」により点数化し、入所の優先順位についてのグループ分けを行う。
- イ 次に、上記の作業で分けられた上位グループ（第一次判定基準 50 点以上）について、別表 2 の「入所申込者第二次判定基準」（以下「第二次判定基準」という。）にて、入所希望者の状況を調査し、入所順位の検討を行う。
- ウ 上記ア及びイでの評価によって、上位の者から希望者名簿に登載する。

(2) 希望者名簿の調整

- ア 希望者名簿は、検討委員会の開催に合わせてその都度調整する。
- イ 検討委員会において、入所希望者の性別や居室の状況等を考慮の上、入

所順位を変更することが適当と認められる場合は、入所順位を変更することができる。

5. 特別な事由による入所

(1) 次に掲げる場合については、検討委員会の検討を行うことなく入所を決定することができる。

ア 措置入所

イ 長期入院で契約解除した入所者の再受け入れ

※入所者が3ヶ月を超える入院により、一旦契約解除となつた場合であつて、以前の入所理由が解消されておらず、入所の必要性が認められるとき

ウ 緊急を要する場合

(ア) 災害や事件・事故等により検討委員会を招集する余裕がないとき
(イ) その他特段の緊急性が認められるとき。

(1) 前項の規定に基づき入所決定を行つた場合は、直近に開催する検討委員会に報告するものとする。

6. 辞退者の取り扱い

入所の意思を確認したにも係わらず、申込者の都合により、辞退があつた場合は、入所希望者順位を繰り下げることができる。

(1) 前項の規定に基づいて入所希望者順位を繰り下げた後、再度辞退があつた場合については、施設は当該申込者を希望者名簿から削除することができる。

7. 附 則

この指針は、平成26年12月24日から施行する。

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

入所申込者第一次判定基準

1 介護の必要性 (10~50 点)

要 介 護 度	配点
介護度 1	10 点
介護度 2	20 点
介護度 3	30 点
介護度 4	40 点
介護度 5	50 点

2 在宅介護の困難性

① 介護者の有無 (10~30 点)

介 護 者 の 状 況	配点
介護者 なし	30 点
介護者 あり (主たる介護者の年齢)	65 歳未満
	65 歳以上

② 介護者の状況 (0~20 点)

※ 上記①の点数に、下記の該当する項目を最大 2 項目まで加算する。

主 た る 介 護 者 の 状 況	配点
主たる介護者 続柄	就労中
	育児中
	病弱で介護が困難
	他に介護している

※ 就労中とは： 生計を維持するために仕事に従事している場合をいう。

※ 育児中とは： 未就学の乳幼児を世話している場合をいう。

※ 病弱で介護困難とは： 現在治療中の疾病や慢性疾患・障害等があって、その介護に応えられないことが多い場合。又、既に介護認定を受けてそのサービスを利用している場合をいう。

※ 他に介護しているとは： 当事者以外にも病弱者や障害者等の世話をしている場合をいう。

別表 2

入所申込者第二次判定基準

1. 認知症に伴う日常生活上の問題点

①認知症高齢者の日常生活自立度 (0~15 点)

認知症度 I	認知症度 IIa	認知症度 IIb	認知症度 IIIa	認知症度 IIIb	認知症度 IV	認知症度 M
2 点	4 点	6 点	8 点	10 点	12 点	15 点

②認知症状等に伴う問題行動の内容やその程度 (0~15 点)

認知症状やお年寄りの性格等からくる種々の問題行動は、介護の必要性を大きく変化させることがある。よって、その問題行動の内容やその程度、又、発生頻度等について反映させる。

問題行動の頻度	問題行動の内容
7 件以上	暴言・暴行・不遜行為、一人で出たがる。
5~6 件	一人で戻れない、常時の徘徊、介護に抵抗。異食行動、昼夜逆転、火の不始末、物を壊す、など
3~4 件	
1~2 件	

2. 介護に当たる家族等の状況と生活の場所

①家族等の問題 (0~15 点)

介護者が居ても同居、別居等の違いもある。別居であっても、同一敷地内や近隣に家族が居る等の方。又、家族が居ても介護に非協力的な場合等があり、斟酌していく必要がある。

その 内 容 ・ 程 度	介 護 者 の 状 況
介護能力なし	介護者は居るが殆ど協力なし、
低い	介護者は居るがやや非協力的である、
普通	介護者は別棟又は近隣である、
高い	介護者は他人である、など

②生活の場所（0～15点）

被介護者の生活場所によっても在宅介護の困難性が現れてくる。在宅であるが否か、既に、施設や病院等に入所・入院しているかについても考慮する必要がある。

在 宅	介護保険施設		病 院		その他の施設
	特 養	老健・病院	短期入院中	長期入院中	サ高住、GHなど
15点	0点	8点	5点	8点	10点

3. 特記事項

① 居宅サービスの利用状況（0～15点）

週1回	週2回	週3回	週4回	週5回以上	利用無し
6点	8点	10点	12点	15点	0点

② 待機期間（0～15点）

1年未満	2年未満	3年未満	3年以上
3点	8点	12点	15点

③ 特別な事由があると認められる場合は10点加算を行う

※介護の必要性や在宅介護の困難性について、別表1,2により判定するが、これらの項目に反映されない部分については、入所検討委員会等で特記事項の理由付けを行い、加算できるものとする。